

議案第18号

東広島市立小中学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則の一部
を改正する規則について

東広島市立小中学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則の一部を改正する
規則を定めることについて、次のとおり提案する。

令和3年4月22日提出

東広島市教育委員会
教育長 津 森 毅

1 提案理由

東広島市立小中学校の管理及び学校教育の実施に関する規則（昭和49年教育委員会規則8号）に規定する休業日について、令和3年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会の開催に伴い、同年の国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定するスポーツの日の適用が、10月の第2月曜日から7月23日に変更となるため、附則として同年の秋季休業日を10月11日から同月13日までとするため、この議案を提出するものである。

2 改正案

別紙のとおり。

3 施行期日

公布の日から

4 根拠法令

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）

第15条 教育委員会は、法令又は条例に違反しない限りにおいて、その権限に属する事務に関し、教育委員会規則を制定することができる。

東広島市教育委員会規則第 号

東広島市立小中学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年4月 日

東広島市教育委員会
教育長 津 森 毅

東広島市立小中学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則の一部
を改正する規則

東広島市立小中学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則（昭和49年東広島市教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

附則第2項の見出し中「令和3年3月31日」を「令和4年3月31日」に改め、同項中「令和3年3月31日」を「令和4年3月31日」に改め、「とあるのは、」の右に「令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間にあっては」を、「まで」との右に「、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間にあっては「10月11日から同月13日まで」と」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

東広島市立小中学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則（昭和49年教育委員会規則第8号）新旧対照表

新	旧
<p>附 則 （令和2年4月1日から令和4年3月31日までの間における休業日の特例）</p> <p>2 令和2年4月1日から令和4年3月31日までの間における第17条第1項第5号の規定の適用については、同号中「10月の第2月曜日の翌日及び翌々日」とあるのは、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間にあっては「10月12日から同月14日まで」と、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間にあっては「10月11日から同月13日まで」とする。</p>	<p>附 則 （令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間における休業日の特例）</p> <p>2 令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間における第17条第1項第5号の規定の適用については、同号中「10月の第2月曜日の翌日及び翌々日」とあるのは、 「10月12日から同月14日まで」と する。</p>